

相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、届出及び添付書類は令和4年12月26日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年12月26日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

令和4年8月26日

相模原市長 本村 賢太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 小田急相模大野ステーションスクエア

所在地 南区相模大野8丁目801番地2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名(名称) 小田急電鉄株式会社

代表者氏名 代表執行役 星野 晃司

住所 東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

3 変更しようとする事項

小売業を行う者の開店時刻、閉店時刻

(変更前)

開店時刻 午前10時00分 ただし、図10 3階平面図に示す個所 は午前5時00分

閉店時刻 午後9時00分 ただし、図10 3階平面図に示す個所 は午前1時00分

図9 2階平面図に示す個所 は午後10時00分

(変更後)

開店時刻 午前10時00分 ただし、図10 3階平面図に示す個所 は午前7時30分

図10 3階平面図に示す個所 は午前7時00分

閉店時刻 午後9時00分 ただし、図10 3階平面図に示す個所 は午後11時00分

(年間60日までは午前0時00分)

図9 2階平面図に示す個所 は午後10時00分

図10 3階平面図に示す個所 は午後11時00分

4 変更年月日

令和4年10月14日

5 届出年月日

令和4年8月10日

6 縦覧場所

中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所環境経済局産業・雇用対策課

南区相模大野5丁目31番1号

南区役所区政策課行政資料コーナー

7 意見の提出先

中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所環境経済局産業・雇用対策課